

女性活躍応援プロジェクト事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の活躍の推進のため実施する女性活躍応援プロジェクト事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、働く女性の知識や意欲を高め、地域に人脈を作る機会を提供することで、女性が管理職となることや管理職になった後の不安や抵抗感を軽減するとともに、本市全体のジェンダー平等意識を高め、市の魅力向上につなげることを目的とする。

(実施主体)

第3条 市は、本事業を主催するものとする。

2 市は、本事業の目的を理解し、適切に実施できる事業所等に委託することができる。

(実施方法)

第4条 本事業は、以下の各号に掲げる内容を実施するものとする。

- (1) 事前説明会
- (2) 年4回以上の講座（以下「女性活躍応援セミナー」という）
- (3) 参加者同士のネットワークの形成

(実施場所)

第5条 本事業の実施場所は、市内公共施設または民間施設等とする。

(対象者)

第6条 第4条第1号に掲げる事前説明会の対象者は、市内の事業所に勤務する者とする。

2 第4条第2号に掲げる女性活躍応援セミナーの対象者は、市内の事業所に勤務する女性幹部職員やその候補者のうち、全回参加が可能な者とする。

(市の役割)

第7条 本事業における市の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係部署、関係機関との連絡、調整に関すること
- (2) 事業の周知、参加者の募集に関すること

- (3) 委託料の支払いに関する事
- (4) その他本事業の実施に関して必要な事項

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なものは市が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。